

別海町議会会議録

第1号(令和2年11月27日)

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 町長挨拶及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 4 | 議案第86号 | 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第87号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第88号 | 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第89号 | 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第90号 | 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 報告第15号 | 専決処分の報告について(恩根内地区農道改良舗装工事) |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 町長挨拶及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 4 | 議案第86号 | 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第87号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第88号 | 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第89号 | 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第90号 | 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 報告第15号 | 専決処分の報告について(恩根内地区農道改良舗装工事) |

○出席議員(15名)

1番 宮越正人

2番 横田保江

3番 田村秀男
5番 外山浩司
7番 木嶋悦寛
9番 今西和雄
12番 松原政勝
14番 佐藤初雄
議長 16番 西原浩

4番 小椋哲也
6番 大内省吾
8番 松壽孝雄
10番 小林敏之
13番 中村忠士
副議長 15番 戸田憲悦

○欠席議員（1名）

11番 瀧川榮子

○出席説明員

町長 曾根興三
教育長 登藤和哉
福祉部長 今野健一
建設水道部長 山岸英一
病院事務長 大槻祐二
農業委員会事務局長 中村公一
監査委員事務局長 小林由治
福祉部次長 青柳茂
総合政策課長 三戸俊人
防災交通課長 麻郷地聡
町民課長 青柳茂
上下水道課長 外石昭博

副町長 佐藤次春
総務部長 浦山吉人
産業振興部長 門脇芳則
教育部長 山田一志
会計管理者 阿部美幸
選挙管理委員会書記長 佐々木栄典
総務部次長 佐々木栄典
総務課長 佐々木栄典
財政課長 寺尾真太郎
介護支援課長 千葉宏
老人保健施設事務長 竹中利哉

○議会事務局出席職員

事務局長 小島実

主幹 松本博史

○会議録署名議員

13番 中村忠士
15番 戸田憲悦

14番 佐藤初雄

◎開会宣言

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
会議に入ります前に申し上げます。
今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げておきます。
なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、議場内ではマスクの着用をお願いいたします。
- ただいまから令和2年第6回別海町議会臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は15名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
なお、欠席議員は、11番瀧川議員であります。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
- 議長（西原 浩君） 13番中村議員。
○13番（中村忠士君） はい。
○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。
○14番（佐藤初雄君） はい。
○議長（西原 浩君） 15番戸田議員。
○15番（戸田憲悦君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。
-

◎日程第2 会期決定の件

- 議長（西原 浩君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。
-

◎日程第3 町長挨拶及び提出案件の概要説明

- 議長（西原 浩君） 日程第3 町長から挨拶及び提出議案の概要について説明があります。
町長。
- 町長（曾根興三君） 皆さん、おはようございます。
本日、令和2年第6回の町議会臨時会を招集させていただきました。

12月定例会では間に合わない案件ですので、お忙しい中、大変恐縮ですけれども、御出席いただきましてありがとうございます。

さて、国内の新型コロナウイルスの状況でございますけれども、大変厳しい状況になっております。

特に北海道では、札幌市をはじめ全道域で感染拡大が続くなどして、厳しい、本当に厳しい状況でございます。

町民の皆様方には、改めまして「広報べつかい12月号」でメッセージチラシを折り込みまして、国や北海道が示す新しい生活様式「北海道スタイル」。

これの実践に御協力をお願いするところではありますが、町としましても、引き続き、緊張感を持って町内の状況を注視し、町民の皆様の命と健康を守るための取組に全力を傾けていく覚悟でございます。

議員各位の皆様方、そして町民の皆様方の御理解と御協力を改めてお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提出をしております議案の概要について御説明を申し上げます。

提出いたしました案件は、議案5件と報告1件でございます。

議案第86号から議案第90号の5件につきましては、いずれも、令和2年度の人事院勧告に基づき、本町の特別職や一般職及び会計年度任用職員、そして議員の皆様方の12月に支給する期末手当等について、国家公務員の給与改定に準じた改正を行うことに加えまして、職員の時間外勤務手当等、これの算出に用いる給与額の算定基礎について、所要の改定を行うものでございます。

いずれも人事院の勧告に沿った形での改定というふうに考えております。

報告第15号につきましては、本年7月の第4回臨時会において議決をいただいておりますが、地方自治法の規定によりまして報告をするものでございます。

以上、全部で6件の案件を提出させていただきましたが、本臨時会において御審議の上、御決定を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。臨時会開催に当たりましての御挨拶とそれと議案の概要説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

本臨時会に提出されております日程第4 議案第86号から日程第8 議案第90号の5件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号から議案第90号の5件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第86号から日程第8 議案第90号

○議長（西原 浩君） 日程第4 議案第86号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁

償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第5 議案第87号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6 議案第88号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第7 議案第89号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8 議案第90号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての5件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題いたします。

内容について、順次説明を求めます。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい。

それでは、議案第86号から議案第90号までの5件について、一括して内容説明をいたします。

最初に、本年の給与改正についての結果について申し上げます。

本年10月7日に、人事院が、国に対し、国家公務員の給与改定について期末手当を0.05カ月分引き下げる内容とする勧告を行いました。

この人事院勧告を受けて、11月6日に国家公務員の給与を人事院勧告どおり改定することが閣議決定されたところであります。

次に、今回の人事院勧告について御説明します。

勧告では、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の約1万2,000事業所、約43万人の民間従業員を対象に調査を実施しております。

ボーナスについては、昨年8月から本年7月までの直近1年間の特別給の支給実績と公務員の支給月数を比較した結果、民間の支給割合が4.46カ月であり、国家公務員の4.50カ月と比較すると0.04カ月下回ったことから、0.05カ月分引き下げ、支給割合を4.45カ月とし、本年度は12月期の期末手当を引き下げ、令和3年度からは6月期及び12月期の期末手当に均等に配分することとしております。

なお、月例給につきましては、民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改正が困難であることから、月例給の改定は行わないこととなっております。

以上が、本年の人事院勧告の内容となっております。

これら人事院勧告の内容を受けまして、職員組合の意見を聴きながら、従来どおり人事院勧告の内容に沿った所要の改正を行おうとするものであります。

また、併せて、別海町議会議員、特別職及び教育長並びに会計年度任用職員に12月に支給する期末手当について、人事院勧告に合わせ、支給率を100分の5引き下げる改正を行うものであります。

それでは、議案の内容を説明いたします。

議案の1ページをお開きください。

議案第86号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案の朗読は省略し、議案資料で説明します。

議案資料の1ページをお開きください。

「条例の一部を改正する条例の新旧対照表」です。

左が改正後、右が改正前となっておりますが、第6条第2項第2号の12月に支給する

期末手当の支給率を100分の5引き下げ、改正前100分の315を改正後100分の310に改正するものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

続いて、議案の2ページ目になります。

議案第87号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案の朗読は省略し、議案資料で説明します。

議案資料は、2ページになります。

「新旧対照表」となります。

第4条第4項第2号ですが、特別職の12月に支給する期末手当の支給率を100分の5引き下げ、改正前100分の250を100分の245に改正するものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

続いて、議案の3ページ目です。

議案第88号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第88号につきましても、朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料は、3ページになります。

「新旧対照表」です。

第3条第4項第2号ですが、教育長の12月に支給する期末手当の支給率を100分の5引き下げ、改正前100分の250を100分の245に改正するものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

続いて、議案の4ページをお開きください。

議案第89号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。改正の主な内容は2点です。

1点目は、人事院勧告による期末手当の支給月数の引下げに関する改正。

2点目は、人事院勧告以外の改正で、時間外勤務手当等の算定基礎額に寒冷地手当額を導入する改正となっております。

本町では、この時間外手当等の算定基礎額については、法令に基づき条例により基礎額を定めており、現在基本給のみが基礎額として定められております。

このたび、道外において、自治体の給与条例を準用している独立行政法人に対しまして、労働基準監督署から寒冷地手当を時間外勤務手当の算定基礎に含めるよう是正勧告があったところであります。

これを受けまして、国のほうから、この時間外手当等の算定基礎については適切に対応するよう各自治体に通知があったことから、この基礎額に寒冷地手当額を含める改正を行うものであります。

それでは、議案の内容説明をいたします。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の4ページから6ページまでが「条例の新旧対照表」ですが、説明については、7ページの「条例説明資料」で説明します。

資料の7ページをお開きください。

左から改正項目、関係条項、改正内容、施行・適用年月日の順になっています。

まず、上段の第1条関係になりますが、この改正は、人事院勧告以外の改正で、勤務1

時間当たりの給与額の改正となっています。

中央の改正内容の欄で説明しますが、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の算出に係る勤務1時間当たりの給与基礎額の算定に、新たに寒冷地手当の月額を加える内容です。

現行の算出計算では、給料月額のみとなっていますが、改正後は、この給料月額に寒冷地手当の月額を加えるものというふうになっています。

続いて、中段の第2条関係になります。

改正項目は期末手当。

改正内容は、期末手当の年間支給割合を0.05月引き下げる改定となっております。

現行の期末手当支給割合は、6月期100分の130、12月期100分の130、合計100分の260となっております。

改正後は、6月期は変わらず100分の130、12月期を100分の5引き下げ100分の125とし、合計100分の255とするものであります。

続いて、下段の第3条関係ですが、改正内容は、期末手当の令和3年度以降の支給割合の改定となります。

現行、6月期100分の130、12月期100分の125を、改正後は、年間支給率を同じにするため、6月期、12月期いずれも支給割合を100分の127.5に改正するものです。

次に、附則ですが、議案資料の6ページに戻っていただきまして、下段の附則として、第1項では、施行期日を公布の日から施行するものとし、第3条の規定は、令和3年4月1日から施行するものであります。

第2項では、第1条改正の勤務1時間当たりの給与額の算出を令和2年11月1日に遡って適用するものです。

続いて、議案の6ページ目をお開きください。

議案第90号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料の8ページ・9ページが「条例の新旧対照表」となっておりますけれども、説明につきましては、10ページの「条例説明資料」で説明いたします。

10ページをお開きください。

中央の改正内容で説明します。

まず、上段の第1条関係になります。

改正内容は、期末手当の年間支給割合を0.05月分引き下げる改定です。

現行の期末手当支給割合は、6月期100分の130、12月期100分の130、合計100分の260を、改正後は、6月期は変わらず100分の130、12月期を100分の5引き下げ100分の125とし、合計100分の255とするものであります。

続いて、下段の第2条関係ですが、改正内容は、期末手当の令和3年度以降の支給割合の改定となります。

現行、6月期100分の130、12月期100分の125を、改正後は、年間支給率を同じにするため、6月期、12月期、いずれも支給割合を100分の127.5に改正するものです。

次に、附則ですが、議案資料の9ページを見ていただき、下段の附則として、この条

例は、公布の日から施行し、第2条の規定については、令和3年4月1日から施行することになっています。

以上で議案第86号から議案第90号までの内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第86号から議案第90号の5件について、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

ちょっとお尋ねしますけれど、職員の関係で言うと、職員としてプラスになる部分とマイナスになる部分があるということですが、プラス部分は11月から適用するということですが、1カ月当たりですね、平均してどのくらいの割増しになるのか。

それと、全体ではどうかということと、マイナス部分0.05カ月分の手当を削減することなんですけれど、それについても、平均でどのくらいのマイナスになるのか、全体でどのくらいのマイナスになるのか、その点をお聞きします。

それから、会計年度任用職員についても、同じく削減されるわけですが、これについても1人当たり平均どのくらいのマイナスになるのか、全体ではどのくらいのマイナスになるのかということをお聞きします。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部次長

○総務部次長（佐々木栄典君） お答えします。

まず、時間外の給与手当の関係ですけれども、大変すみませんが、1カ月当たりでなく全体での額で算定しております。

今回の時間外につきましては、寒冷地手当の支給ということで、該当となる月が11月～3月の5カ月となります。

算定については、その月でどのくらい時間外勤務するのかというのが分かりませんが、昨年度の11月～3月の実績と同じ勤務にした場合にどのくらい増えるかということで算定しております。

これにつきましては、月平均ではなくて会計全体ということで、申し訳ありませんが説明させていただきます。

一般会計、下水、介護等の特別会計、水道、病院の企業会計、全体で約129万5,000円の増額と算定しております。

それから、人勧で期末手当が減額となる算定ですけれども、大変申し訳ありませんけれども、年代別でどのくらい下がるかということで説明したいと思います。

例を出すと、25歳の主事の方で9,995円、35歳の主事の方で1万4,734円、45歳の主査の方では2万616円、55歳の課長で2万1,863円、いずれも減額という算定をしております。

期末手当全体でどのくらいマイナスかということですが、議会議員、町長、副町長、教育長、一般職員、それから会計年度任用職員合計で説明させていただきますと、全体で約933万7,000円の減額というふうになります。

大変申し訳ありません。

平均については算定しておりません。

以上です。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部次長

○総務部次長（佐々木栄典君） 大変申し訳ありません。

会計年度任用職員については、さっき合算で説明したんですけれども、そのうち会計年度任用職員だけで言いますと、144万9,000円の減額となります。

以上です。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員よろしいですか。

○13番（中村忠士君） はい、よろしいです。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ありませんか。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ちょっと1つお伺いします。

職員と会計年度職員は、6月と12月に支給割合を平準化すると聞きましたが、ほかの議員だとか特別職とか、こういう方々は、6月と12月の期末手当を平準化する、同じくする予定なんですか。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部次長

○総務部次長（佐々木栄典君） お答えします。

平準化につきましては、職員ということでありまして、議会議員、それから特別職の方につきましては、平準化ということは考えておりません。

以上です。

○議長（西原 浩君） 田村議員よろしいですか。

○3番（田村秀男君） はい、分かりました。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

各議案の討論・採決を行います。

議案第86号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

○議長（西原 浩君） 議案第87号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

○議長（西原 浩君） 議案第88号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

○議長（西原 浩君） 議案第89号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

反対という立場で討論いたします。

反対理由は、2つあります。

1つはですね、今年の初頭から新型コロナ感染が確認されて以降、町職員の皆さんは、経験したことのないいろいろな困難の中で率先して頑張ってこられたと思います。

こうした中で、むしろ必要なのは、町職員の皆さんの待遇改善だと思います。

今回の条例改正は、一部プラスになる部分はあるんですが、全体的には生活を圧迫するものであり、いくら人事院勧告どおりといっても手当の削減はすべきでないと考えます。

2つ目の理由ですけれども、コロナ禍にあつて、地域経済は、かつてない冷え込みを強いられています。

それは、ますます深刻さを増していく様子になっています。

町職員の手当引下げは、地域経済の冷え込みを助長することになります。

そうした意味でも、引下げすべきでないと考えます。

以上2点の反対意見を述べ、条例の一部改正案に対する反対討論といたします。

○議長（西原 浩君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西原 浩君） 起立多数であります。

したがって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

○議長（西原 浩君） 議案第90号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

当議案に反対する立場で討論いたします。

会計年度任用職員の皆さんも、町職員と共に、この間コロナ禍にあって、いろいろな困難の中、頑張ってこられました。

町職員同様待遇改善が必要なところを、今回の条例の一部改正案は、それに逆行するものであります。

また、新型コロナ感染拡大の中、地域経済は、かつてない冷え込みに、厳しい状況に見舞われています。

そうした地域経済に対する影響を考えると、任用職員の手当を引き下げる条例改正はするべきではないと考えます。

以上の反対意見を述べ、当条例の一部改正案に対する反対討論といたします。

○議長（西原 浩君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西原 浩君） 起立多数であります。

したがって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 報告第15号

○議長（西原 浩君） 日程第9 報告第15号専決処分の報告について（恩根内地区農道改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

報告第15号の内容説明をいたします。

議案の8ページをお開きください。

報告第15号専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をするものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年10月28日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和2年7月27日議案第60号により議決を経て締結した、恩根内地区農道改良舗工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額5,435万1,000円（内消費税及び地方消費税額494万1,000円）を5,437万3,000円（内消費税及び地方消費税額494万3,000円）に改める。

変更の内容につきましては、当初概数としておりました排水構造物工・構造物撤去工・産業廃棄物処理工・準備費の数量確定によりまして全体で2万2,000円の増額となったものです。

以上で報告第15号の内容説明を終わります。

◎閉会宣言

○議長（西原 浩君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第6回別海町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時37分

◎町長挨拶

○議長（西原 浩君） 町長挨拶

○町長（曾根興三君） 第6回の町議会臨時会の閉会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

本臨時会に提案させていただきました案件につきましては、速やかに御決定いただきました。

大変ありがとうございました。

反対意見もありましたけれども、人事院勧告という制度に対して尊重しなければならぬという立場にもありますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

また、この場をお借りしまして、議員各位に交通安全に係る注意喚起のお願いを申し上げます。

10月・11月と、中標津警察署管内において交差点における出会い頭の事故が多発しております。

特に本町におきましては、10月26日に、役場前の国道と町道の交差点における衝突事故で生後2カ月の赤ちゃんが犠牲となる大変痛ましい事故が発生いたしました。

そのほかにも、中春別地区でも交差点の出会い頭、また、上春別地区でもつい最近出会い頭の交通事故がございました。

交通安全の推進について、日頃から交通安全協会の皆様と共に町を挙げて取り組んでいるところでございますけれども、誠に残念なことであり、亡くなられた方には謹んでお悔やみを申し上げます。

議員各位におかれましても、交通事故には十分気をつけられるようお願いを申し上げますとともに、町といたしましても、先ほどは「コロナの「広報べつかい」折り込みチラシを作って配布」と申し上げましたけれども、交通安全に対する町民喚起へのメッセージチラシを、12月号にはちょっと間に合わない状況なんですけど、なるべく喫緊の「広報べつかい」に折り込みとして折り込んでいきたいというふうに考えております。

新聞に折り込むことも考えたんですけども、新聞は、実は6,000世帯のうち3,000世帯ぐらいしか登録されていないということもあって、なかなか町内全域に行き渡るといえることにはならないので、できるだけ「広報べつかい」の中に、しっかりと交通安全に対する事故防止に対する町民への喚起を町長からのメッセージとして載せていきたいというふうに考えておりますので、皆様方からも町民の方々に交通事故防止についての喚起をよろしくお願い申し上げます。

さて、今年も、いよいよ来週から師走に入りますけれども、12月の定例会につきましては、12月14日から18日までの日程で開催を予定しておりますけれども、議員各位におかれましては、それぞれ大変お忙しい時期となりますけれども、御参集賜りますようお願いを申し上げます。

また、明日28日には、午前10時から令和2年度の「別海町表彰式」を開催いたします。

コロナ禍にあって、例年に比べて時間を短縮した中での開催ということになりますけれども、本年度は、各分野におきまして優れた功績を残された9名の方々を表彰させていただく予定でございます。

ぜひ、議員各位の皆様方も御臨席いただき、温かい祝福の言葉をお寄せいただければ幸いに存じます。

以上申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で終わります。

皆様大変御苦労さまでした。

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員